

監 査 報 告 書

令和4年5月27日

学校法人正栄学院

理事会 御中

監事 早川 広行



監事 武田 加代子



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人正栄学院の令和3年度（令和3年12月9日から令和4年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上